

山形労発基 0819 第 2 号
令和 7 年 8 月 19 日

関係団体の長 殿

山形労働局長



令和 7 年度（第 76 回）全国労働衛生週間の実施について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、昭和 25 年以来全国労働衛生週間を主唱し、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

本年度におきましても、別添「令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、9 月 1 日から同月 30 日までを準備期間、10 月 1 日から同月 7 日までを本週間として、全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることといたしました。

つきましては、全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、傘下の会員事業場等に対する周知に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

➤ 全国労働衛生週間実施要綱

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/001525747.pdf>)

全国労働衛生週間 2025

